# 3/22(水)~24(金)の行事



## 報道発表資料の配付日時 3月20日(月) 15時00分

発表項目		 るメッセージの交付について
概要	道では、骨髄移植の推進のため、今年度できるよう、骨髄ドナー休暇制度を設けて業等に対し、知事及び公益財団法人日本骨セージを交付することとしましたのでお知 I. 今年度の交付対象企業 企業・団体名(所在地)株式会社あいコミ(恵庭市)エコモット株式会社(札幌市)MPアグロ株式会社(北處市)株式会社小金澤組(苫小牧市)フュージョン株式会社(札幌市)株式会社北洋銀行(札幌市)株式会社北洋銀行(札幌市)国立大学法人北海道国立大学機構(帯広市)国立大学法人北海道大学(札幌市)国立大学法人定蘭工業大学(室蘭市) 2. 交付者 北海道保健福祉部地域医療推進局医務	いる企業・団体のうち希望する企 髄バンク理事長の連名によるメッ らせします。 (※50音順) 交付日時(取材対応可のみ) 3月24日(金) 10時00分 3月22日(水) 10時30分 3月24日(金) 11時00分 3月22日(水) 14時30分
参 考	3. メッセージの内容(イメージ) 別紙のとおり 道内でドナー休暇制度を導入済みの企業・団体 ~28 カ所(令和5年3月15日現在)	
報道(取材) に当 たって のお 願 い		
他 のクラブと の 関 係	同 時 配 付 同 時 レ ク 記 者 レ ク	
その他		
担 当(連絡先)	北海道十勝総合振興局保健環境部保健行 (担当:主幹 廣橋 直子) TEL	





【 貴社 】におかれましては、骨髄ドナー休暇制度を導入されるなど、骨髄バンク事業の取組にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

道といたしましては、治療が難しい血液がんなどに向き合っている患者の皆様の命が一人でも多く救われるよう取り組んでまいりますので、今後とも、【 社員 】の皆様への骨髄バンク事業や骨髄ドナー休暇制度の周知、ドナー登録の呼びかけなどについて、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和○年○○月○○日

【○○株式会社】 【代表取締役社長 ○○ ○○】 様

> 北海道知事 鈴木直道 (電子署名) 公益財団法人日本骨髄バンク理事長 小寺良尚 (電子署名)

## 骨髄ドナー休暇制度導入企業に対するメッセージ交付基準

保健福祉部地域医療推進局医務薬務課

「骨髄ドナー休暇制度導入企業に対するメッセージ交付要綱」の5に規定する「骨髄ドナー休暇制度導入企業に対するメッセージ交付基準」について、次のとおり定める。

### 1 メッセージの形式

- (1) 書簡文の様式とする。
- (2) 用紙は、日本工業規格A4の中厚紙又はこれに準ずるものとする。
- (3) 印刷は、カラーとする。
- 2 対象とする企業・団体

次の(1)~(3)について、全てを満たす企業・団体とする。

- (1)公益財団法人日本骨髄バンクのホームページにおいて、「骨髄ドナー休暇制度導入 企業」として掲載されていること。
- (2) 道のホームページにおいて、「骨髄ドナー休暇制度導入企業」として掲載されることを了承していること。
- (3) 次の全ての区分において、各項目を満たしていること。

区分		項目
Α	所在他	道内に主たる事務所を有しているか、又は、本社は道外にあるが、道
		内事業所において、人事・労務管理を独自に実施していること。
В	受理	この基準に基づき交付するメッセージについて、受理する意向を示し
		ていること。
С	調査	この基準に基づくメッセージの交付後に道が行う現況調査について、
		協力する意向を示していること。

#### 3 その他

- (1) この基準に基づくメッセージの内容については、公益財団法人日本骨髄バンク理事 長から事前に承諾を得るものとする。
- (2) この基準に基づくメッセージの贈呈は、一企業・団体に対し一回限りとする。
- (3) この基準に定めるもののほか、必要な事項は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課と公益財団法人日本骨髄バンク広報渉外部が協議の上、別に定めるものとする。

附則

この基準は、令和4年(2022年)10月31日から施行する。